

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

手段（主な活動） 31年度実績 - 他市町へ委託する場合 入所申込の受付、他市町との協議、他市町からの回答 【入所が承諾された場合】 保護者への入所承諾通知、請求書受領、給付費の支払い - 他市町から受託する場合 他市町からの協議、面接、他市町への回答（入所承諾の可否） 【入所を承諾する場合】 給付費請求書送付（保育所）	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア 広域利用児童数（委託分：実数）B	人	107	108	114	118	120
	イ 委託先市町	市町	11	11	12	15	15
	ウ 委託先保育所数	ヶ所	41	38	38	42	40
	エ 広域利用児童数（受託分：実数）	人	93	68	75	85	80
	オ						
2年度計画							
・平成31年度と同じ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 - 利用者（保護者等） - 保育を必要とする乳幼児	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア 就学前児童数（4月1日現在）	人	4,282	4,291	4,146	4,000	3,814
	イ 広域利用申込児童数 A	人	132	149	140	149	140
	ウ						
	エ						
	オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） - 保育に欠ける児童の保育を行い、良好な保育環境の確保を図る。 - 利用者の利便性を図る。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア 保育の広域利用ができた割合 B/A	%	82.6	72.5	81.4	79.2	85.7
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） - 子育てと仕事の両立や心身ともに健全な児童の育成を図る。 - 待機児童の解消を図る。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア 健全な児童の育成が図られた割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	イ 待機児童数（4月1日現在）	人	9	22	5	3	0
	ウ						
	エ						
	オ						

総事業費の推移				単位	28年度(実額)	29年度(実額)	30年度(実額)	31年度(実額)	2年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	29,342	38,547	32,030	22,023	22,000
			県支出金	千円	14,671	19,273	16,015	11,011	11,000
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	15,738	16,607	14,177	13,775	13,700
			一般財源	千円	36,643	22,427	43,141	78,322	78,300
			事業費計 (A)	千円	96,394	96,854	105,363	125,131	125,000
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	300	300	300	300	300
			人件費計 (B)	千円	1,246	1,245	1,251	1,213	1,213
				トータルコスト(A)+(B)	千円	97,640	98,099	106,614	126,344

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	・きっかけ 児童福祉法の改正により、保育所入所方式が措置制度から利用者による選択利用方式となった。 児童福祉法第56条の6：地方公共団体は、児童の福祉を推進するため、保育の実施等が適切に行われるよう相互に連絡及び調整を図らなければならない。 ・開始時期 平成10年度から（保育所広域利用に関する実施要綱を制定する。）
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	・広域利用については、利便性が高く、利用申込者が増加傾向にある。 ・平成27年度より子ども子育て支援新制度となり補助基準額等が変更となった。 ・平成27年4月施行の子ども子育て支援新制度により、各市町の認定こども園等の施設数が増えており、利用しやすくなった。 ・平成29年度から国の施策による幼児教育の段階的無償化の推進により、保育料の一部を改正した。 ・令和元年10月から3～5歳児及び0～2歳児の保育料無償化の制度が開始された。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	・利用者からは、保育サービスの利便が増しているとの声がある。

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 広域保育は、児童福祉の増進を図る子育て支援策の一つで、市の施策と結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 児童福祉法に基づく事業で、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 児童福祉法に基づく事業であり、適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 他市町との受委託協議により実施しており、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 廃止・休止をすると適切な保育の機会を失うことになり、影響がある。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 委託料は、国の保育単価によるものであり、削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費であり、削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 保育所の広域利用を希望する全員を対象としており、公平・公正である。 法に基づき、保育料の徴収をしており、公平公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							